

税 関 様 式 C 第 3192 号
番 号
令和 年 月 日

処 分 通 知 書

殿

税 関 長

関税法第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり処分します。

記

1. 処分の対象

2. 処分の内容

3. 理 由